

平成 29 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 早稲田アカデミー  
代表者名 代表取締役社長 古田 信也  
問合せ先 専務取締役管理本部長 河野 陽子

## 当社株式の 大量買付行為への対応策(買収防衛策)の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 29 日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則 第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大量買付行為(下記Ⅲ.2.(3) ①で定義されます。以下同じとします。)に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を導入しました。そして、本プランは、平成 21 年 6 月 26 日開催の当社第 35 回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て継続され、その後、平成 24 年 6 月 28 日開催の当社第 38 回定時株主総会及び平成 27 年 6 月 26 日開催の当社第 41 回定時株主総会において、一部変更を加えた上で継続のご承認をいただき、現在に至っております。この度、当社第 43 回定時株主総会において、当社が監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、平成 29 年 6 月 28 日開催の当社取締役会で、本プランの内容の一部形式的な変更が承認されましたのでお知らせいたします。

なお、この度の改定は、監査等委員会設置会社に移行したことに伴う、「Ⅱ. 3 コーポレート・ガバナンスについて」等の項目の形式的な修正のみであり、本プランの内容についての変更はありません。

### Ⅰ. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大量買付行為に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大量買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性をもたらすなど、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付者(下記Ⅲ.2.(3) ①で定義されます。以下同じとします。)との交渉などを行う必要があると考えています。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社取締役会において決定した上記基本方針の実現に資する特別な取組みとして、当社が行ってきた以下の施策を引き続き実施してまいります。

この取組みは、下記1.の当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。従って、上記I.の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

### 1. 当社の企業価値の源泉

当社は、昭和51年に「早稲田大学院生塾」として発足して以来、教育理念として「本気でやる子を育てる」、経営理念として「目標に向かって真剣に取り組む人間の創造」を一貫して掲げ、自分たちの力で日本一の学習塾になろうとの目標のもと、学習塾としての原点を見失うことなく、「成績向上と志望校合格」という生徒・保護者の期待とニーズに応えることを最優先に、質の高い授業の提供に努め、現在では全国屈指の有名進学塾へと成長するに至りました。

このような成長を実現できたのは、時代のニーズを踏まえた独自の「合格実績戦略」の推進により、難関中学・高校への合格実績を着実に積み上げてきた結果です。合格実績を積み上げる過程において、「本気でやる子を育てる」ためには、個々の講師の努力だけではなく、講師が組織となって創意工夫することの重要性が自覚され、自主性を持つ個人からなる組織が、より強みを発揮できるという当社の企業文化が形成されました。また、自分たちの力で目標を成し遂げる達成感が共有されたことにより、自分たちの力で日本一の学習塾となるという目標が、講師等従業員のモチベーションとなり、これらが更なる成長の源泉となってまいりました。しかしながら、それ以上に大きいのは、当社株主の皆様が当社の教育理念・経営理念を全面的に御支持いただき、更には生徒・保護者の皆様からのゆるぎない信頼を勝ち得たためであると考えております。

教育事業を行う企業として、持続的に企業価値を高めていくためには、指導技術・教材・カリキュラム・クラス運営等における高度で専門的なノウハウ、優秀な人材の育成を可能とする人事・研修制度、そこで養成された自主的に努力を重ねる優秀な講師陣などの経営資源が必要です。そして、これら経営資源が「生徒のやる気を引き出し、成績を伸ばすためのシステム」として有機的に機能する体制を維持・発展させていくことが極めて重要であります。また、これまで当社が築いてきた生徒・卒業生及びその保護者、相互の発展のために業務提携を行っている学習塾、学校法人等を含む取引先並びに従業員等の利害関係者との間の適切な信頼関係を維持することも必要不可欠です。

更には、将来に渡り、これらを一層向上させるべく、独自の教育プログラムやシステムの開発、新たな需要・市場の創造に積極的に挑戦していくことが必要となります。かかる挑戦を可能とするのは、当社が培ってきた企業文化を共有する講師等の従業員と経営陣によって構成される組織の力です。

このように、当社の企業価値は、教育理念、経営理念、従業員と経営陣の信頼関係に基礎をおく組織力、組織力を生み出す企業文化、多くの利害関係者との間の信頼関係、その他の有形無形の財産に源泉を有するものということができます。

また、当社が、かかる教育理念・経営理念に基づいて、顧客や従業員への貢献を実現すれば、自ずとコーポレートビジョンが実現され、業績向上を通じて、広い意味で社会への貢献を実現できるとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくことができるものと考えます。

## 2. 企業価値向上への取組み

当社のコア事業は進学塾経営であり、その事業運営においては「本気でやる子を育てる」という創業時から堅持してきた教育理念に基づき、単に志望校に合格することだけを目的とするのではなく、受験勉強を通じて、「自らの力で考え、困難を乗り越えていける子供たちを育てる」ことを基本方針としてまいりました。このことは、当社が収益を伸ばし企業価値を高めていくという経営組織としての目的を達するのみならず、資源を持たない日本が発展していくために最も必要とされる「優秀な人材」の育成に資することであり、広く社会貢献に繋がるものであると確信しております。当社は今後も、この基本方針に基づき、民間教育機関として我が国の教育の一翼を担っていくとともに、当社の企業価値を更に向上させ、株主の皆様の負託に応えていく所存です。

当社としては、このような基本方針のもと、当社の企業価値を向上させるため、以下のとおり、学習塾事業に関する経営戦略を策定しております。更に、当社としては、学習塾事業に留まらず、総合教育産業を目指して、新規事業への取組みも進めてまいります。

### (1) 学習塾事業に関する経営戦略

#### ① 合格実績戦略～No.1 戦略と企業文化

学習塾は、教育という無形の商品を提供するサービス業であり、サービス業として永続的に事業拡大を推進していくためには、生徒・保護者等の顧客ニーズに対し、常に高いレベルで応えていく必要があります。とりわけ、進学塾における顧客ニーズは、まぎれもなく「成績を上げ、志望校に合格すること」であり、難関上位校合格という生徒・保護者の切実な要望と期待は、少子化の時代といえども普遍的に存在します。

以上の考えに基づき、当社は創業以来、生徒が志望する難関校への合格実績を伸長させることにより、ブランド力の形成・強化を図ってまいりました。

創業当時、子供たちの憧れであった都立西高への合格者数 No.1 を宣言し、3年で達成しました。時代が変遷し私立中学・高校が台頭してくる中で、早慶附属高校への合格者数 No.1 を社内外に次の公約として掲げ、11年で達成することができました。早慶附属高校 No.1 により確立した高校入試における高いブランド力を更に強固なものに確立するために、東大への合格者数が日本一の開成高校への合格者数 No.1 を次の目標とし、達成しました。この開成高校合格者数 No.1 の実績は単に進学塾としてのステータスを高め、集客力を向上させるだけでなく、後述する新規事業を推進する上でも、当社の教務力・人材育成力に対する信頼性を築くという意味で、重要な要素となります。開成高校 No.1 を達成し、高校入試におけるブランド力を確立させた現在は、中学入試におけるブランド力並びに大学入試におけるブランド力強化に向け、「御三家中学への合格者数 No.1」「東大合格者数 100名」という目標を社内外に公表し、運営面での優先課題として取り組んでおります。

以上のとおり、No.1 戦略を推進し合格実績を飛躍的に伸長させてくる中で、当社が獲得してきたノウハウは、「普通の学力レベルの子供たちを鍛え、早慶等の難関校に合格させる」、「子供たちのやる気を引き出し、成績向上につなげるという集団指導の効果を最大限に発揮する」といった他社が一朝一夕で真似をすることのできないスキルであり、これは、当社のコア・コンピタンスともいえるものです。また、このようなコア・コンピタンスを形成することができたのは、①経営トップを中心とした組織の力を最大限に発揮するためのコンビネーション、②競争原理の働く人事制度、及び③有言実行を尊び実践する当社独自の企業文化(社風)を、長年にわたり戦略的に築いてきたことが大きな要素であります。

当社は今後も、合格実績戦略を推進し圧倒的なブランド力を確立するとともに、それを支える企業文化の更なる醸成を図り、企業価値を向上させてまいります。

## ② 学習塾事業の中期事業戦略

学習塾事業における中期事業戦略といたしましては、前記記載の合格実績戦略の更なる推進により進学塾としての No.1 ブランドを確立し、収益拡大を図ってまいります。推進のための具体的な施策としては、以下の項目に注力してまいります。

- (ア) 校舎展開に必要な人材の獲得と研修強化による人材育成
- (イ) 計画的な新規校の展開(関東地方で 250 校体制の構築を目指す)
- (ウ) サブコンテンツの拡充等による小学部低学年層の集客力向上と顧客層の拡大
- (エ) 提携塾との連携強化及び提携先拡大による収益・合格実績の伸長
- (オ) 当社に対するロイヤリティの高い卒業生のリピーターとしての獲得
- (カ) 「早稲田アカデミー個別進学館」の展開による新たな収益源の獲得

## (2) 新たな教育ニーズへの取組み～英語教育事業

現在、我が国においては、国際的に活躍することができる「グローバル人材」の育成が強く求められています。「グローバル人材」にとって豊かな英語力は必要不可欠であり、世界で通用する英語力の養成に向け、日本の英語教育は大きな転換期を迎えつつあります。そのような状況を踏まえ、当社では、“これまでの受験英語”とは一線を画す“活きた英語力”を身につけるための新たな英語プログラムの開発に着手いたしました。「早稲田アカデミーIBS」として開始したこの取組みは、既に実用英語技能検定(英検)において素晴らしい成果をあげております。今後も、次代の英語教育を見据えた英語教育プログラムの研究・開発に注力し、新たなビジネスフィールドを開拓するとともに、将来の日本を担う「グローバル人材」育成に寄与してまいります。

## (3) 対外施策事業「WIS(ウィズ)」の取組み

当社は、学習塾事業の拡大を推進すると同時に、経営組織として磐石な収益基盤を確立し、当社の企業価値の最大化を目指していくために、学習塾事業で獲得したノウハウやコンテンツを活用した新たな事業領域を開拓するために、対外施策事業「WIS(ウィズ)」の展開を推進してまいります。

### ① 社会人研修事業

当社が学習塾事業を運営する中で培ってきた①優秀な教師を育成するノウハウ、②トップの方針・戦略を理解し具現化できる強いリーダーを育てるノウハウ、③生徒が自らモチベーションを高め、学習に取り組むことができる「学習する空間作り」のノウハウは、他社への優位性であり、当社の発展を支えてきた独自のノウハウです。これらノウハウを活用した社会人研修事業である「教師力養成塾e-講座」及び「リーダー育成合宿W-Ex PerT」の拡大を推進してまいります。

特に、映像視聴と実践トレーニングにより、現役の教師に「学習する空間作り」を伝授し、学力向上に直結する指導方法を身に付けさせることを目的とした「教師力養成塾e-講座」は、子供たちの学力低下や学級崩壊が懸念される近年、公私立学校や教育委員会などの教育現場における「優秀な先生を育てたい」という切実なニーズに合致するものであり、全国規模での展開が見込める将来性・収益性の高い事業と考えており、本社内に専任部署を設置して、販路拡大・事業拡大に取り組んでおります。

### ② 教育コンテンツ(教材・カリキュラム・模試等)の販売

難関中学・高校への圧倒的な合格実績を輩出する当社が開発した教育コンテンツ(オリジナル教材やカリキュラム、模試等)を、海外及び当社と集客エリアが競合しない地方の進学塾等の提携塾に販売してまいります。コンテンツ販売により、新たな収益源を確

立するとともに、合格実績面での業績向上にも繋がります。

### 3. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、時代のニーズと経営環境の変化に迅速に対応することができ、かつ健全で効率的な経営組織の構築を目指しております。同時に、経営の透明性・客観性を高め、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する組織と、正確でタイムリーな情報開示を行い得る体制作りを目指していきたいと考えております。

当社の取締役会は8名(内、監査等委員ではない取締役5名、監査等委員である取締役3名)で構成されており、十分な議論の上で迅速な意思決定を行い得る人数規模となっております。

また、取締役会の他、取締役、本部長、副本部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、経営状況の正確で迅速な把握と情報の共有を図るとともに、経営上・運営面での重要事項や課題につき、討議・検討しております。

経営監督機能といたしましては、監査等委員会を設置しており、監査等委員である取締役3名で構成されております。監査等委員である取締役3名のうち2名が社外取締役(内1名は公認会計士、1名は公認会計士資格を保有する弁護士)で、監査計画に基づき取締役の職務執行状況を監督するとともに、各部署の業務執行状況及び会計面の監査を実施しております。監査等委員会監査においては、内部監査室、会計監査人との意見交換や連携を強化し、三様監査が十分に機能するよう努めております。

会社法監査・会計監査人には、監査法人を選任し、監査に加え、会計面からの意見をいただいております。また法務面では、顧問弁護士等から、必要に応じ、随時アドバイスを受け、経営判断の参考としております。

今後も、当社は、株主の皆様、顧客の皆様(生徒・卒業生及びその保護者)、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるべく、法令・ルールを徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努め、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

### 4. 業績に応じた株主の皆様に対する利益還元

当社は、多数のステークホルダーの皆様にご支持頂くことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくための重要な要素であると考えており、中でも株主の皆様への利益還元を強化していくことは重要な経営課題のひとつと考えております。

配当につきましては、安定的な配当の維持を基本とし、業績の状況に応じて配当性向も勘案の上、利益配分を行う方針であります。また、当社は中間配当と期末配当の年2回、剰余金の配当を行うことを基本方針としており、平成28年3月期の予想配当額は、本年5月8日に発表しました「平成27年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、中間配当10円、期末配当20円の、年間で合計30円を予定しております。

今後も安定的な経営基盤の確立と株主資本利益率の向上に努めるとともに、株主の皆様への利益還元を更に強化するべく経営努力を継続してまいります。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 企業価値の向上及び株主共同の利益の実現

#### (1) 企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為の存在

上記Ⅱ. のとおり、当社においては、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に全力

で取り組む所存ですが、これまでの日本の資本市場において、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株式の大量買付行為を強行するといった事例が存在したことは否定できません。

もとより株式の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行ういわゆる「濫用的買収」など、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為が存在する可能性があることは否定できません。

## (2) 本継続の目的及び必要性

平成27年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙4「当社の大株主の株式保有状況」とおりです。現在、当社創業者の複数の親族及びその関係者(以下「創業一族等」といいます。)が、当社の大株主として当社株式を保有されておりますが、創業一族等は当社の経営には参画しておられません。一方、現経営陣(取締役、監査役)の所有する株式は合計で0.96%に過ぎません。これらの事情に鑑みると、今後、当社株式の分散化が進み、当社の株式の流動性が増していく可能性が十分に考えられます。

また、昨今はいわゆる「濫用的買収」などの、会社の企業価値を毀損する大量買付行為の動きは弱まっているものの、今後、再びこのような大量買付行為が行われる可能性は存在し、当社としても、将来において、当社の企業価値を毀損する当社株式の大量買付行為が行われる可能性は否定できないものと考えております。そして、当社は、前述のとおり、当社グループの生徒・卒業生及びその保護者、業務提携を行っている学習塾、学校法人等を含む取引先及び講師等の従業員等の利害関係者との間に培われた深い信頼関係を維持・発展させていくことが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しておりますが、当社株式の大量買付者がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで、当社取締役会としては、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本継続を行うことを決定いたしました。すなわち、当社取締役会は、当社株式の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本継続を行うことといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大量買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

本プランにおいては、対抗措置の発動等にあっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規則(その概要については別紙1をご参照下さい。)に従い、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、当社の主たる事業である進学学習指導業務・学習塾経営又は学校教育を含む教育事業に見識を有する社外者、実績のある会社経営者等で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下、「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保する

こととしています。本継続に際しては、独立委員会の委員には、別紙3に記載の原口昌之氏、木屋善範氏及び福岡幸一氏の合計3名の留任を予定しております。

なお、当社が、現時点において、当社株式の大量買付行為に係る具体的な提案を受けている事実はございません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものであると判断されるときには、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様が無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

### (2) 本継続の手続

本継続については、株主の皆様意思を反映するため、本株主総会にお諮りし、普通決議により、いわゆる勧告的決議として、その賛否を決するものとします。

### (3) 本プランの発動に係る手続

#### ① 対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株式の買付けその他の有償の譲受け又はこれに類似する行為(以下「買付け等」といいます。)の結果、

- a. 当社の株券等<sup>1</sup>の保有者<sup>2</sup>が保有<sup>3</sup>する当社の株券等に係る株券等保有割合<sup>4</sup>の合計
- b. 当社の株券等<sup>5</sup>の公開買付者<sup>6</sup>が所有<sup>7</sup>し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者<sup>8</sup>が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合<sup>9</sup>の合計

のいずれかが20%以上となる者(当該買付け等の前に上記a. 又はb. のいずれかが20%以上である者を含み、以下「特定株式保有者」といいます。)による買付け等又は買付け等の提案とします(ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。)。なお、当社は、上記a. 又はb. の割合が20%以上となる場合、当社の経営上具体的な影響力を有することとなると考え、上記要件を設

定いたしました。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じ。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じ。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有者をいいます。以下同じ。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じ。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じ。
6. 金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。以下同じ。
7. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じ。
8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じ。
9. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じ。

② 本プランの公表及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて東京証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ(<http://www.waseda-ac.co.jp/ir/>)に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)及び当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を日本語で記載した書面(以下「買付提案書」と総称します。)を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記事項証明書、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して、追加的に情報を提供するよう請求することがあります。かかる追加情報提供の請求は、上記買付提案書受領後又はその後の追加情報受領後15営業日(行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日)をいいます。以下同じとします。)以内に行うこととします。

- a. 大量買付者及びそのグループ(共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。以下「大量買付者グループ」という場合があります。)の詳細(それぞれの名称、保有する当社の株券等の数、事業内容、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式総数、代表者、役員及び従業員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の状況、直近3事業年度の財務状態、経営成績(法令違反を行ったり、法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含む。)その他の経理の状況、反社会的勢力及びテロ関連組織との関係(直接的か間接的かを問いません。)の有無及び関係がある場合の当該関係の具体的内容、並びに大量買付者グループ内における相互の関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。)の概略を含みます。)
- b. 大量買付行為の目的、方法及び内容(大量買付行為の適法性、大量買付行為の実行の蓋然性を含みます。)



- c. 買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額)、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大量買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の具体的内容。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った具体的経緯。)
- d. 大量買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要(預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- e. 大量買付者グループによる当社の株券等の過去の売買状況の詳細
- f. 大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。)
- g. 大量買付者が大量買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- h. 大量買付行為の後における当社及び当社グループ会社(以下「当社グループ」といいます。)
- i. 当社グループの従業員の勤労意欲(合格実績に象徴される当社ブランド力を支えるというプライドを含めたモチベーション)、及び当社グループの企業文化を維持し高揚・発展させていくための具体的な施策
- j. 大量買付行為の完了後における、指導ノウハウ・合格実績等、当社グループの無形財産の取扱いに関する方針並びに具体的計画と、それにより当社グループの企業価値を向上させる具体的な施策
- k. 支配権取得又は経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の完了後に企図する当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含みます。)
- l. 純投資又は政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性と資本提携により当社グループの企業価値が向上する理由
- m. 重要提案行為等<sup>11</sup>を行うことを大量買付行為の目的とする場合、又は大量買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の

目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

- n. 大量買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- o. 大量買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- p. 大量買付行為に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- q. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

10. 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

11. 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等を含みます。以下同じとします。

なお、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、速やかに開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、その全部又は一部につき速やかに情報開示を行います。

#### ③ 当社取締役会の検討手続(取締役会評価期間)

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書の記載内容が本必要情報として十分であると判断した場合(大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。)又は不十分ではあるものの取締役会評価期間を早急に開始する必要があると判断した場合(この場合においては、当社取締役会は大量買付者に対して引き続き本必要情報の提供を求めることができます。)には、その旨並びに下記記載の取締役会評価期間の始期及び終期を、直ちに大量買付者及び独立委員会に通知し、情報開示を法令等に従って適時かつ適切に行います。

当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全ての株式の買付けの場合)又は90日以内(その他の大量買付行為の場合)(かかる60日以内又は90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。)に、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめます。

なお、当社取締役会は、下記⑥、ii.(ii)に従い、株主意思確認株主総会(下記⑥ ii.(ii)において定義されます。以下同じとします。)を開催する場合を除き、上記の意見のとりまとめにおいて、対抗措置の実施又は不実施の決定を行うものとし、かかる決定がなされた場合には、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に公表いたします。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### ④ 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、並びに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、株主意思確認株主総会を開催する場合を除き、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、対象となる大量買付行為の内容に照らして必要と判断する事項を、独立委員会に諮問するものとします。

独立委員会の委員は、3名とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、当社の主たる事業である進学学習指導業務・学習塾経営又は学校教育を含む教育事業に見識を有する社外者、実績のある会社経営者等の中から選任されるものとします。本プランの独立委員会の委員には、原口昌之氏、木屋善範氏及び福岡幸一氏の合計3名が就任しており、本継続に際しては、これら3名が、引き続き独立委員会の委員として留任いたします。なお、各委員の略歴は、別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙1「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断がなされた場合、当該判断の概要については、速やかに情報開示を行います。

#### ⑤ 対抗措置の発動の条件

大量買付行為に対する対抗措置の発動は、以下の条件に該当する場合に限り、行うことができるものとします。

##### i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行い又は行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

##### ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものであると認めた場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原

則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものに該当するものと考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・生徒に関する情報等を廉価に取得するなど、当社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 当社の資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収である場合
- (iv) 当社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収である場合
- (v) 当社の株式の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株式の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
  - a. 生徒・卒業生及びその保護者、取引先、講師等の従業員その他の利害関係者との信頼関係等、当社の企業価値の源泉を毀損し、ひいては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
  - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益が害されることを回避することができないか又はそのおそれがある場合

#### ⑥ 対抗措置の発動の判断の具体的手続

当社取締役会が、対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

##### i. 上記⑤ i. に該当することを理由として対抗措置の発動を判断する場合

当社取締役会は、独立委員会に対抗措置の発動の可否を諮問の上、独立委員会の判断を最大限尊重して、対抗措置の発動を判断するものとします。

なお、独立委員会において、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとしていることを確認した場合、独立委員会は原則として、可及的速やかに対抗措置の発動を勧告するものとします。また、かかる場合において、当社取締役会が大量買付行為の内容及び態様等から見て、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく害される危険が切迫しており、独立委員会に諮問をする時間的余裕がないと当社取締役会において判断した場合、当社取締役会限りの判断で対抗措置を発動することができるものとします。

##### ii. 上記⑤ ii. に該当することを理由として対抗措置の発動を判断する場合

当社取締役会は、以下の(i)又は(ii)のいずれかの手続に従って、対抗措置の

発動を判断するものとします。

(i) 独立委員会への諮問

当社取締役会は、取締役会評価期間の開始後、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者(当社が費用を負担することとします。)の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(ii) 株主意思確認株主総会の開催

当社取締役会は、(a)独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告した場合、又は(b)上記(i)の独立委員会への諮問後であっても、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様の意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認株主総会」といいます。)を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただきます。

上記(a)又は(b)に基づき株主意思確認株主総会を開催することを決定した場合には、当社取締役会は、実務上合理的に可能な限り速やかに株主意思確認株主総会を招集するものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を開催する場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。

⑦ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合<sup>1</sup>や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて適切な期間の取締役会評価期間を設定し、独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施又は中止に関する決定を行うことができ、また、上記⑥ ii.(ii)記載の各場合に該当する場合には、株主意思確認株主総会を招集することができるものとします。

対抗措置の実施又は中止に関する当社取締役会による決定又は株主意思確認株主総会の決議が行われた場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、速やかに情報開示を行います。

---

<sup>1</sup> この場合、当社取締役会は当該変更に係る情報で本必要情報として不足しているものを大量買付者に求めることができるものとします。

⑧ 大量買付行為の開始可能時期

大量買付者は、以下のいずれかの条件を満たした場合に限り、大量買付行為を開始することができるものとします。

- (i) 当社取締役会が、対抗措置の不実施の決定を行ったとき
- (ii) 当社取締役会が、株主意思確認総会の開催又は対抗措置の実施を決定することなく、取締役会評価期間が終了したとき
- (iii) 株主意思確認株主総会において対抗措置の発動承認議案が否決されたとき又は対抗措置の不発動承認議案が可決されたとき

(4) 対抗措置の概要

当社は、当社取締役会(株主意思確認株主総会が開催される場合は、当社株主総会)の決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)に基づき、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙2「本新株予約権の無償割当ての概要」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権無償割当て決議において定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における、最終の株主名簿に記録された株主(ただし、当社を除きます。)に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産(金銭とします。)の価額(行使価額)は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)に対して当社普通株式1株以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数が交付されます。

ただし、特定株式保有者及びその関係者等(別紙2「本新株予約権の無償割当ての概要」第8項第①号に定義する「非適格者」)は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者及びその関係者等以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。

なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

更に、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

なお、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

上記(1)に記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置が実施された場合、速やかに情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本継続に関し、本株主総会で株主の皆様にご承認いただいた場合、本プランの有効期間は、本株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会(平成30年3月期に関する定時株主総会)の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本株主総会の決議による委任

の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成27年5月25日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以降、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会は、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を修正又は変更することができます。本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実等について、速やかに公表いたします。

また、平成30年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましても、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

### 3. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4) ③に記載の手続により、本新株予約権の概要に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の概要に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、特定株式保有者及びその関係者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株

予約権の当社による取得の結果株主の皆様には株式が交付される場合には、当該株式が、株主の皆様の振替口座に記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

#### (4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続等

##### ① 株主名簿への記録の手続

当社取締役会(株主意思確認株主総会が開催される場合は、当社株主総会の決議)において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決定した場合には、当社は、割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様には本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

##### ② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるもの)とします。)その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、当社普通株式1株あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以上で当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める数の当社普通株式が発行されることとなります。

##### ③ 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### IV 本プランの合理性(本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由)

本プランは、以下の理由により、上記 I の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

##### 1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・



株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」及び「必要性・相当性確保の原則」)を完全に充足しており、また、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。更に、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

## 2. 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅲ. に記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものです。

## 3. 株主意思を重視するものであること

(1) 本継続は、上記Ⅲ.2.(2)に記載のとおり、本株主総会において本継続に係る議案をお諮りし、株主の皆様の承認を得られることを条件としておりますので、株主の皆様のご意向を反映させたものです。

(2) 本プランは、上記Ⅲ.2.(3)⑥に記載のとおり、(a)独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告した場合、又は (b) 独立委員会への諮問後であっても、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくこともできることとしており、対抗措置の実施について、株主の皆様のご意思を確認することができます。

(3) 上記Ⅲ.2.(5)に記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

## 4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ.2.(3)④に記載のとおり、継続後の本プランにおいても、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として、引き続き、独立委員会を設置します。

このように、上記Ⅲ.2.(3)⑥に記載のとおり、株主意思確認株主総会を開催しない場合であっても、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、速やかに情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

## 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ.2.(3)⑤に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### 6. 独立した地位にある専門家の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ.2.(3)③及びⅢ.2.(3)⑥に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されております。

#### 7. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.2.(5)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社はいわゆる期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以 上

## 独立委員会規則の概要

## 1.(設置)

独立委員会は、取締役会の決議により設置される。

## 2.(構成)

独立委員会の委員は、3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役又は社外有識者等(弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、当社の主たる事業である進学学習指導業務・学習塾経営又は学校教育を含む教育事業に見識を有する社外者、実績のある会社経営者等)の中から当社取締役会の決議により選任される。

## 3.(任期)

独立委員会委員の任期は、本株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会(平成30年3月期に関する定時株主総会)の終結の時までとする。

本プランが失効した場合には、独立委員会の委員の任期は、本プランの失効時に満了する。

社外取締役である独立委員会委員が、それぞれの役員としての地位を喪失した場合(再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

## 4.(決議事項)

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について、取締役会の諮問がある場合には、当該諮問事項について審議の上、決議し、その決議の内容をその理由を付して取締役会に報告する。なお、独立委員会の委員は、当該決定にあたっては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わない。

- ①大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
- ②買付提案の内容が当社の企業価値及び株主共同の利益を害するか否か並びに対抗措置の実施又は不実施
- ③対抗措置の中止
- ④上記①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
- ⑤本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ⑥取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

## 5.(決議方法)

- (1) 独立委員会の決議は、独立委員会の全委員が出席し、その過半数をもって行う。但し、次に定める理由又はやむを得ない事由により独立委員会の全委員が出席できない場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。なお、独立委員会は、その決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行う。
- (2) 前項の決議について特別の利害関係を有する独立委員会の委員は、議決に加わることができない。

## 6.(情報の収集等)

独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要請し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、第4条の決議を行うに際して、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を受けることができる。

以上

## 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりとする。

1. 割当対象株主  
本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会(以下、かかる当社取締役会における決議を「本新株予約権無償割当て決議」という。)において定める一定の日(以下「割当期日」という。)における最終の株主名簿に記録された株主(ただし、当社を除く。)に対し、その保有株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる。
2. 発行する本新株予約権の総数  
割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)と同数とする。
3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。
4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - ① 新株予約権の目的である株式の種類  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - ② 新株予約権の目的である株式の数  
新株予約権1個の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は1株以上で当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める数とする。
5. 新株予約権の払込金額  
無償とする。
6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭とする。)の価額(以下「行使価額」という。)は、当社普通株式1株当たり1円とする。
7. 新株予約権の行使期間  
本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日(以下「行使期間開始日」という。)とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。
8. 新株予約権の行使の条件  
本項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。
  - a. 「特定株式保有者」とは、当社の株式の買付けその他の有償の譲受け又はこれに類似する行為(以下「買付け等」という。)の結果、
    - I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合(この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も加算する。)の合計
    - II 公開買付けによって当社の株券等の買付け等を行う旨の公告を行った公開買付者で、当該買付け等の後において、公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者(当該買付け等の前に上記 I 又は II のいずれか

が20%以上である者を含み、また、当社取締役会がこれらに該当すると認める者を含む。)をいう。

- b. 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。IIにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
- c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
- e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
- f. 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- g. 「保有株券等の数」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有株券等の数をいう。
- h. 「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。
- i. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
- j. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- k. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

① 以下に定める者(以下「非適格者」と総称する。)は本新株予約権を行使することができない。ただし、以下の者のうち、当社の株式を取得又は保有することが当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、非適格者に該当しないこととする。

- a. 特定株式保有者
- b. 特定株式保有者の共同保有者
- c. 特定株式保有者の特別関係者
- d. a.ないしc.までに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
- e. a.ないしd.までに該当する者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者

② 上記①の規定に従い、非適格者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該非適格者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

③ 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

④ 上記の他、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

## 9. 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の翌日以降、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で本新株予約権全部を取得することができる。

② 当社は、当社取締役会が定める日(以下「取得日」という。)において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと

引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。

10. 本新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

12. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

以 上

## 独立委員会委員の氏名及び略歴

氏名	略歴
原口 昌之 (はらぐち まさゆき)	平成 8 年 4 月 公認会計士登録 平成 12 年 4 月 弁護士登録 平成 16 年 1 月 原口総合法律事務所開設代表就任(現任) 平成 20 年 6 月 当社監査役就任 平成 29 年 6 月 当社監査等委員である取締役就任(現任)
木屋 善範 (きや よしのり)	平成 9 年 4 月 弁護士登録、河村法律事務所入所(現任) 平成 12 年 4 月 東京弁護士会会社法部(現任) 平成 15 年 4 月 東京弁護士会税務特別委員会(現任) 平成 21 年 4 月 慶應義塾大学法学部法律学科非常勤講師(現任)
福岡 幸一 (ふくおか こういち)	昭和 55 年 8 月 学習塾ATT受験研究所 代表就任 昭和 58 年 1 月 株式会社エーティティ学院 代表取締役就任 平成 12 年 1 月 株式会社ネクスト 代表取締役就任(現任)

(注)1. 原口昌之氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める当社社外取締役です。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定されております。同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、取引関係もありません。

2. 木屋善範氏及び福岡幸一氏と当社との間に特別な利害関係はなく、取引関係もありません。

以 上

## 当社の大株主の株式保有状況(平成27年3月31日現在)

大株主氏名	所有株数(株)	発行済株式総数に 対する所有比率	議決権個数(個)	議決権比率
株式会社ナカセ	1,508,800	18.10%	15,088	18.10%
英進館株式会社	855,100	10.25%	8,551	10.26%
須野田珠美	764,300	9.16%	7,643	9.17%
福山産業株式会社	582,000	6.98%	5,820	6.98%
株式会社明光ネットワーク ジャパン	416,700	4.99%	4,167	5.00%
早稲田アカデミー従業員持 株会	347,200	4.16%	3,472	4.16%
株式会社学研ホールディン グス	263,200	3.15%	2,632	3.15%
中国開発株式会社	236,000	2.83%	2,360	2.83%
有限会社平井興産	201,900	2.42%	2,019	2.42%
教育開発出版株式会社	157,600	1.89%	1,576	1.89%

\*発行済株式総数:8,334,976株

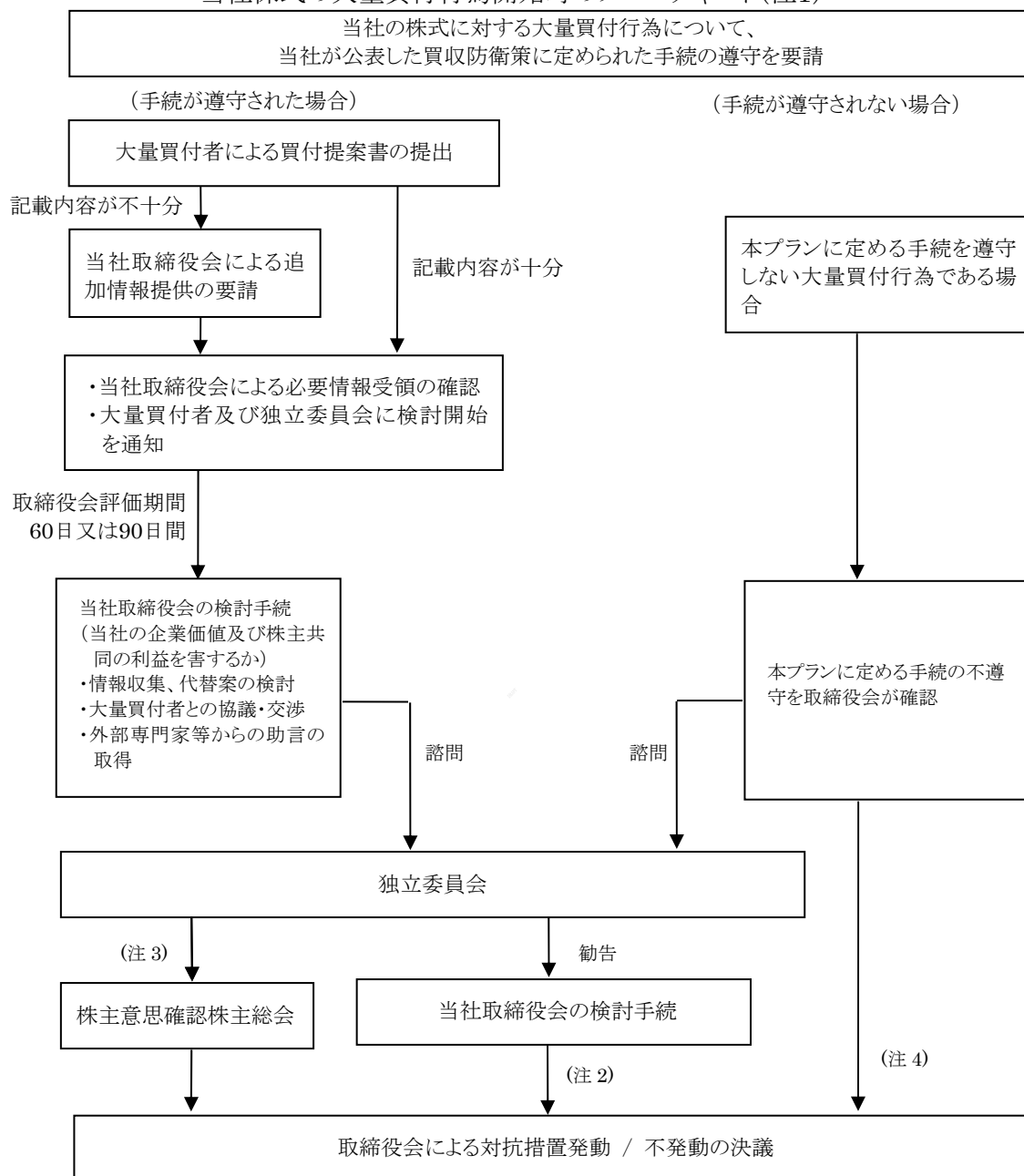
\*平成27年3月31日現在の総議決権個数:83,329個

\*比率は少数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

以上



当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート(注1)



(注1) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

(注2) 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して決議を行います。

(注3) 発動の条件⑤ ii に該当することを理由として対抗措置の発動を判断する場合であって、(a)独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告したとき、又は(b)独立委員会への諮問後であっても、取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様意思を確認することが適切であると判断したときには、当社取締役会は、株主の皆様意思を確認するための株主意思確認株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただきます。

(注4) 当社取締役会が、大量買付行為の内容及び態様等から見て、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく害される危険が切迫しており、独立委員会に諮問する時間的余裕がないと判断した場合、独立委員会への諮問は行わず、当社取締役会限りの判断で対抗措置を発動できるものとします。

以上